

## 税務上加減算項目

### 罰金と加算税 Penalty & Fine

法律違反により、政府、自治体に支払われた罰金と加算税は、営業費として損金算入できない。また、政府の役人または従業員に対して、違法のわいろ（Bribe）またはリベート（Kickbacks）を直接あるいは間接に手渡した場合も損金算入は認められない。

さらに、連邦及び州、ローカル税の過少納付、納付遅滞や未申告にかかる罰金も損金不算入となる。この場合、会計担当者によって、税金の科目に罰金や延滞利息（支払利子）が含まれて計上されている場合は、まず、各税金の科目から罰金と延滞利息を選別し、科目修正計上（アメリカ法人税実務マニュアル、Chapter 2, 2-B-b 参照）する必要がある。また、企業によっては雑費（Other Expense）科目に、罰金が計上されているケースもあるが、できれば会計上、罰金の科目を個別に作って計上する方が、科目修正計上の必要がなくなるので良い。

なお、特に法律に触れない内容の取引で課される罰金は、損金算入が可能である。例えば、取引先との契約でその取引内容によって課される罰金は、税務上、罰金として扱われないし、ホテルや航空機のチケットの延滞が原因での罰金等は基本的に損金算入が可能である。よって、損金算入可能な罰金は、罰金科目に計上されるべきではない。もし、含まれている場合は科目修正計上が必要となる。

### 食費及び交際（接待）費 Meals and Entertainment

食費及び交際（接待）費（Meals and Entertainment）は、次の2つの大原則のいずれかに該当しない場合、全額損金不算入となる。

1. 直接に（Directly related）事業に関連した支出である。
2. 商談を伴って（Associated with）、前あるいは後に行われる接待の費用である。

上記項目1は、将来に事業上の利益や所得が期待できるという意味であり、項目2は、商談が行われていて、その関連で新規顧客の獲得や既存顧客の関係継続が主目的であるという意味である。上記のいずれかに該当する場合、損金算入額は、一般的に総額の50%となる。（内国歳入法 274 条）ただ、この原則には例外があり、全額損金算入、50%損金、不可の3通りの扱いがある。厳密には、計上された各費用について、個別にどの内容に分類されるかを検討し、税務上加算額を計算しなければならない。交際費には「少額の福利厚生費（De Minis Fringe）」に含まれるものもある。これは雇用者により提供されたサービスまたは物品の価値が少額なため管理が困難なもの、または取り上げるのが実務的ではないもので、接待費として計上される場合もあり、できれば福利厚生費として科目修正計上（アメリカ法人税実務マニュアル、Chapter 2, 2-B-b 参照）をする方がよい。

なお、原則として、高価なものまたは贅沢なものは損金として算入できない。また、損金算入額に関しては、下記の情報を証する書類を保持しておく必要がある。通常、接待の領収書とその目的及び招待者名を記入した書類が WP 並びに証拠書類となる。

1. 金額
2. 日時
3. 場所
4. 目的
5. 招待者名とその関係